

# 2020年度（令和2年度） 福山市立内浦小学校生徒指導規程

福山市立内浦小学校  
2020年（令和2年）11月17日更新

## 第1章 総則

### 第1条【目的】

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものです。このため、児童自身が考え、作り、守る生徒指導規定の精神に基づき、安全で安心感のある学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものであります。同時に児童が他者のことを思いやり、お互いの違いを認め合えるような教育風土を醸成していくために基本となる規程でもあります。

### 第2条【生徒指導の基本】

上記の目的を達成するために、次のような生徒指導の基本を大切にしていきます。

- (1) 児童の自己指導力を育成する。  
児童1人ひとりの「その時その場でどのような行動が適切か、自分で考えて決めて実行できる。」という経験の積み重ねを通して自己指導力を育成する。
- (2) 相手の人格を尊重する。  
児童1人ひとりの人格を尊重し、どの子も「もっとよくなりたい。」という願いを持っていることを信じてどの教職員も接し、指導する。
- (3) 共感的な人間関係を育成する。  
児童の個性や長所・短所等、児童を理解しようとする姿勢を常に持ちながら接する。
- (4) 自己決定の場を与え、自己の可能性を援助する。  
児童が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内において、自らが行動を選択し、その行動に責任が取れる機会を与えるよう接する。
- (5) 「受容・傾聴・共感」の姿勢で。  
児童の話には傾聴する。そして、感情や気持ちは「受容・共感」的に受け止めていく。  
許容できない発言に対しては、「指導・要求」していく。  
以上5つの基本を大切に、徹底して指導していきます。

## 第2章 学校生活に関すること

### 【登下校について】

第1条 登下校については次のように定める。

- (1) 始業時刻は8時20分。遅刻、欠席がある場合には、必ず保護者が8時20分までに学校に連絡をして下さい。
- (2) 下校は登校班での集団下校を原則とする。事前に早退することが分かっている場合は必ず保護者が学校に連絡して下さい。
- (3) 下校時刻：午後3時（4時間の日は午後2時、5時間の日は午後3時）  
※下校の変更がある場合は、学校から連絡します。
- (4) 定められた通学路を歩いて、登下校しましょう。
- (5) 登下校では、防犯ブザーを必ず携帯しましょう。

### 【身なり・服装について】

第2条 校内外の学習活動及び登下校（休日、放課後を含む）の際は、学校指定の奨励服を正しく着用すること。

- ①夏季（4月～9月頃） ポロシャツ（白）  
ひだスカート（紺）、半ズボン（紺）
- ②冬季（10月頃～3月） 奨励服・ポロシャツ（白）

ひだスカート（紺），半ズボン（紺）

- ・防寒のため，奨励服の下にVネックのベスト・セーター（黒・紺）を着用してもよい。※奨励服を着ないで，セーターやベストだけでの登下校はしない。
- ・制服を着用の上，体調の悪い時は保護者の判断で，長ズボンなどで暖かくして登校してよい。（華美でなく動きやすいもの。）
- ・衣替えは，気温・体調に合わせて行う。

③ポロシャツはきちんとズボンに入れましょう。

④儀式の時はポロシャツの下にハイネックを着ません。

⑤ポロシャツはすべてのボタンを留めましょう。

⑥ソックスは，白または紺，黒色とする。

⑦名札は名前がよく分かるようにして，左胸につけましょう。（シール等ははらない。）

⑧靴は白の運動靴。上履きは白の布シューズ。

⑨かばんは6年生卒業時までランドセルを使用する。始業式，終業式もランドセルで登校しましょう。

⑩帽子は規定のもの（紺）。

⑪給食当番は必ず，エプロン・マスク・帽子を着用しましょう。

＊持ち物にはすべて学年，組，名前をはっきりと書きましょう。

<くつ>

くつ…白

<体操服>

- ・体操ズボン（紺）・体操シャツ（白）・赤白帽子（ゴムをつける）
- ・冬は長袖を着用してもよいです。

### 【頭髪について】

第3条 頭髪については，清潔を保ちましょう。

### 【忘れ物について】

第4条 学校に来てからは家へ取りに帰らない。また，放課後学校に取りに来たときは，職員に伝えて校舎内に入ります。

### 【学習の決まりについて】

第5条 学習するにあたって，次の決まりを定めます。

- ・学習用具は必要なもの以外は持ってきません。

### 【学校での過ごし方について】

第6条 集団生活のルールを守り，みんなが気持ちよく安全に過ごすために次の決まりを定めます。

- ① 5分前行動をしましょう。
- ② 登校したら無断で校門を出ません。
- ③ 集合するときや教室の移動は，並んでだまって行動します。
- ④ ベランダには無断で絶対出ない。児童だけでベランダへのドアの開閉をしません。
- ⑤ 廊下や階段は静かに右側を歩きましょう。
- ⑥ みんなで使うものは，次に使う人が気持ちよく使えるように考えて使いましょう。
- ⑦ いらぬ物は持ってきません。
- ⑧ 持参できる飲料は，水またはお茶。

### 第3章 校外での生活について

#### 【学校外での過ごし方について】

第7条 社会的ルールを守り、安心・安全に過ごすために次の決まりを定めます。

- ①道路、がけ、工事現場、海、池、空き家など危険な場所では遊びません。  
遊びに出かけるときは、防犯ブザーを携帯し、行き先、相手、帰宅時刻を家族に言います。
- ②帰宅時刻を守りましょう。  
夏期（4月～9月）…18時  
冬期（10月～3月）…17時
- ③校区外には子どもだけで行きません。
- ④子どもだけでつりに行きません。（子どもだけで海に行きません。）
- ⑤自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶりましょう。雨の日は、傘をさして乗りません。
- ⑥危険な遊びはしません。  
（ライター等での火遊び、電線近くでのたこ揚げ、エアガン、ローラーブレード等）
- ⑦買い食いやおごり合いをしません。
- ⑧ゲームソフトやゲーム機の貸し借り、カードの交換はしません。
- ⑨不審な電話には応えないで、おとなに言います。
- ⑩内浦安全5原則を守りましょう。

### 第4章 指導規程

児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送る観点から、「学校の決まり」として必要な事項を定めました。これらの決まりに違反した場合は、本人への指導、保護者への連絡等教育上効果的な対応を講じるものとします。なお、次のような場合は必要に応じて下記の要領を参考にし対応します。

#### (1) 欠席・遅刻について

欠席や遅刻の連絡のない児童は、学年担任が家庭に確認を行います。

#### (2) 服装等について

その場で直せるものはすぐに直させます。その場で直せないものについては、家庭に連絡し、直す指導を行います。

#### (3) 持ち物について

不要品を所持していることが分かった時点で即座に注意します。繰り返す場合は担任が一時預かる等の処置をとります。携帯電話・デジタルプレーヤー等の高価なものや刃物、薬物等の危険物については、保護者に直接返却します。

#### (4) 法令・法規に違反する行為

##### ①授業妨害について

授業者が注意してきちんと授業を受けさせます。対応が困難な場合は速やかに他の職員に連絡し、複数の教職員で特別な指導を行います。振り返り文等を書かせることで自らの行動を反省・決意できるようにし、保護者の理解が得られるように報告・依頼します。

##### ②建造物・器物等損壊について

建造物・器物等損壊に至った場合、その経緯・状況を詳細に報告させ謝罪させます。損壊理由が故意またはそれに準ずる場合は、家庭に状況を伝え、原則弁償して頂きます。

③いじめ、暴力・威圧・強要行為について

児童間暴力については、被害児童・加害児童双方から事情聴取を行い、事実関係を付き合わせ、教職員立ち会いのもとで両者の話し合い、謝罪を行わせます。悪質ないじめや相手にけがを負わせるような暴力等、重大な事例の場合は、特別な指導を行い、双方の保護者に連絡します。

対教師暴力については状況を確認し謝罪させます。周囲に他の児童がいた場合は、状況を聞いた上で心のケアを行います。こうした暴力行為が連続・継続する場合は、複数の教職員での対応や関係機関との連携等、早期の沈静化に向けた取り組みを行います。

④喫煙・飲酒について

喫煙や飲酒が分かった時点で特別な指導を行い、煙草やライター等を預かり、保護者に連絡します。

⑤その他

基本的には、学校の決まり・指導規定によるが、窃盗・万引き・性に関する行為、薬物等の乱用、交通違反、刃物・発火物所持等の診断が難しい事案については、職員会議等で方向性を明確にして取り組みます。

(5) 特別な指導について

特別な指導とは、児童が一時的に教室に位置付くことが難しい場合に、別室で行う、よりよい学校生活を送るための指導です。

特別な指導の内容は次の通りです。

①カウンセリング

②別室での学習

※本規程は、児童会が年度末に見直しを行い、改善が必要な場合には、改則を行う。

第1条 本規程の施行は、次の通りとする。

- ・ 2013年(平成25年) 4月 1日 より施行
- ・ 2017年(平成29年) 4月 1日 より施行
- ・ 2018年(平成30年) 6月11日 より施行
- ・ 2018年(平成30年) 8月 6日 より施行
- ・ 2019年(平成31年) 2月 1日 より施行
- ・ 2019年(平成31年) 4月 1日 より施行
- ・ 2020年(令和2年) 4月 1日 より施行
- ・ 2020年(令和2年) 6月 1日 より施行